

平成二十三年八月十二日受領
答弁第三七五号

内閣衆質一七七第三七五号

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十三年八月二日内閣衆質一七七第三四六号）五について述べたとおり、御指摘の「議決二」に対する中国側の立場の申入れがあり、これに対し日本側から、日本側の立場を伝えているが、これ以上の詳細について明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。二及び三について

お尋ねについては、個別の刑事事件の処理に関わる事柄であり、お答えすることは差し控えたい。四について

御指摘の中国漁船衝突事件については、御指摘の「議決二」に基づき、関係当局において必要な手続が取られるものと承知しているが、いずれにせよ、中国との関係では、大局的観点から戦略的互恵関係を深めていく考えである。